

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 12 月 12 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600054号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月26日の標準賞与額を75万6,000円に、平成21年7月31日の標準賞与額を18万9,000円に、平成24年12月28日及び平成25年12月27日の標準賞与額を75万6,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月26日  
② 平成21年7月31日  
③ 平成24年12月28日  
④ 平成25年12月27日

ねんきん定期便の記載内容について給与支給明細賞与と照合したところ、請求期間①、②及び④の賞与が記録されていないほか、請求期間③の賞与額が誤って記録されている。請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①から④までについて保険給付の対象となるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び④については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として、請求期間①は75万6,000円、請求期間②は18万9,000円、請求期間④は75万6,000円となっている。

しかしながら、請求者及びA社から提出された給与支給明細賞与の写し並びに同社から提出された「預金払戻請求書による振込受付書(兼振込手数料受取書)」(以下「振込受付書」という。)の写しによると、請求者は、請求期間①に75万6,000円、請求

期間②に 18 万 9,000 円、請求期間④に 75 万 6,000 円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に相当する標準賞与額に見合う又はそれを上回る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の給与支給明細賞与の写し及び振込受付書の写しから確認できる賞与額から、請求期間①は 75 万 6,000 円、請求期間②は 18 万 9,000 円、請求期間④は 75 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①、②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、当該保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降にあっては、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額は 72 万 6,000 円、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額は 75 万 6,000 円となっている。

しかしながら、前述の給与支給明細賞与の写し及び振込受付書の写しによると、請求者が請求期間③において、75 万 6,000 円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③における標準賞与額については、前述の給与支給明細賞与の写し及び振込受付書の写しから確認できる賞与額及び保険料控除額から、75 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が請求期間③当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600051号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600031号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年7月から昭和51年10月まで  
② 昭和51年11月から昭和53年4月まで

請求期間①について、Cに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、D市EのF店の2階にあったG社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②について年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、当該期間当時、A社の役員であった者は、「Cは同社が運営しており、従業員は同社の厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述しているところ、同社の事業を承継しているH社の社会保険事務担当者は、「請求期間①当時の資料が残っていないため、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨陳述している。

また、前述の役員であった者、請求者が名前を挙げたA社の関連会社の元従業員及び請求期間①当時にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②については、事業主が「弊社は、昭和 50 年当時、F 店と G を運営していた。」とする B 社が保管する、昭和 50 年 12 月から昭和 54 年 3 月までの給与台帳及び請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者が請求期間②より前の昭和 49 年 11 月 20 日から昭和 51 年 1 月 10 日までの期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、i) 前述の給与台帳によると、請求者の昭和 50 年 12 月及び昭和 51 年 1 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、ii) 前述の事業主は、「昭和 50 年当時、厚生年金保険に加入させていたのは、F 店の従業員のみだった。G の従業員は、昭和 56 年 2 月から厚生年金保険に加入させるようになった。」旨陳述していること、iii) 請求者が名前を挙げた G の複数の同僚は、B 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、請求期間②及び前述の請求者が同社に勤務していたことが確認できる期間において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600052号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600032号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年8月21日から昭和38年7月1日まで

私は、A社の製造部にパート研修期間で勤務していた。中学校及び高校の同級生には同社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるが、私には同被保険者記録が無いため、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社における業務内容等を詳細に記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時の資料が無いため、請求者の勤務形態等は不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるとする中学校及び高校の同級生について、「同級生とは、A社に勤務していたときに出会ったことはないが、最近、請求期間を含む期間について、同級生が同社に勤務していたことと厚生年金保険に加入していたことを知った。」旨陳述しているが、請求者は、当該同級生を含む同社における同僚に対する照会を希望しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認することはできない。

さらに、請求者は、「A社に勤務しているときに、中耳炎の手術をしたが、健康保険被保険者証は国民健康保険だった。」旨陳述しているが、請求者が手術をしたとする病院の後継の医療機関は、「請求期間当時の診療録は見当たらない。」旨陳述しており、請求期間同時に請求者が加入していた医療保険制度は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。